

○内閣府令第十二号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第二十四条第二項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由) 第五十八条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。 「一・二 略」 三 月の途中において特定地域型保育（居宅訪問型保育（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第三十七条第一号に掲げる保育に係るものに限る。）に限る。）を受けることができない日数が一月当たり五日を超えること</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由) 第五十八条 「同上」 「一・二 同上」 「号を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。